

**日立市新庁舎窓口番号案内表示システム設置事業者
選定プロポーザル実施要項**

1 趣旨

平成 29 年度に供用開始を予定している日立市新庁舎 1 階に、窓口部門における市民サービスの向上を図るため、窓口番号案内表示システム（以下「システム」という。）を設置するに当たり、当該システムを設置する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

本事業において、事業者は、民間企業から広告料を得ることができます。

ただし、システムの設置、維持管理等に係る全ての経費は、事業者が負担することとなります。

2 事業概要

(1) 名称

日立市新庁舎窓口番号案内表示システム設置事業

(2) 事業内容

事業者は、次の事項を一括して行う。

ア システムの設置及び維持管理に関する全てのこと。

イ システムによる市政情報の広報（コンテンツの制作を含む。）

ウ システムによる民間企業等の広告

(3) 事業期間

システムの運用開始日から 10 年間とする。ただし、事業者は、システムの運用開始日前に日立市職員（窓口業務を担当する者）への操作研修及び機器調整を実施すること。

(4) 費用負担

ア (2) の事業内容の実施に当たり、日立市は費用を負担しない。事業期間終了後のシステムの撤去及び設置場所の原状回復についても同様とする。

イ システムによる民間企業等の広告で得られる広告料は、事業者の収入とする。この場合において、その広告主は事業者が募集する。

ウ 事業者は、システムの設置に係る行政財産貸付料及び市政情報等の掲載に係る電気料金を日立市に支払う。

(5) 設置場所

日立市新庁舎 1 階フロア（他の公共施設への追加設置については、事業者と日立市が協議して決定する。）

(6) その他本事業及びシステムの詳細については、別紙仕様書のとおり。

3 広告掲載基準

広告掲載に当たっては、日立市広告掲載要綱第5条第1項各号に該当しないこと及び日立市広告掲載基準に適合するものであること。

4 応募資格

次の要件を全て満たすこと。ただし、個人での応募は受け付けない。

- (1) システムのほか、市政情報や広告を掲載する機器一式を無償で設置し、広告主の取りまとめ及び市政情報、広告に係るコンテンツの制作等を一括して行うことができること。
- (2) 上記(1)に係る国又は地方公共団体への納入実績があること。
- (3) システムの不具合等、緊急時に速やかに点検及び修理を行うため、茨城県内にサービス拠点（本社、支社又は営業所）があること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に掲げる暴力団の利益となる活動を行っていないこと。

5 プロポーザル応募手順

(1) スケジュール

年 月 日	内 容
平成27年8月25日	実施要項公表、公募開始
平成27年8月25日から 9月11日まで	質問書の受付期間
平成27年9月7日	参加申込書の提出期限
平成27年9月18日	応募書類等の提出期限
平成27年9月25日	プレゼンテーション及びヒアリング
平成27年10月上旬	審査結果の通知
以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。	

※応募者数により、スケジュールが変更になる場合があります。

(2) 参加申込書の提出

事業者は、平成27年9月7日までに参加申込書（別紙様式）及び会社概要（会社案内パンフレット可）を提出する。

(3) 応募書類等の提出

事業者は、平成 27 年 9 月 18 日までに、応募書類等を持参又は郵送で提出する。

ア 企画提案書（任意様式）

次の事項をもれなく記載すること。

- (ア) 企画提案の概要
- (イ) システム配置参考図
- (ウ) 市政情報の広報と民間企業等の広告の方法（作成・掲載方法）
- (エ) 民間企業等の広告の募集方法
- (オ) 民間企業等の広告の審査体制
- (カ) システムの保守及び維持管理の体制（緊急時の対応を含む。）
- (キ) システムに関する職員への研修体制
- (ク) 他自治体における導入実績

イ 平成 27 年度日立市入札参加資格を有しない場合に必要な書類

- (ア) 直近の事業年度に係る納税証明書（法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びに日立市に納めるべき市税に係るもの）
- (イ) 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (ウ) 印鑑証明書
- (エ) 直近の事業年度に係る決算報告書

ウ 委任状（応募する法人等が代表者から支店長等に委任する場合のみ。任意様式）

(4) 応募書類等の受付

ア 直接持参の場合

平成 27 年 9 月 18 日までの午前 9 時から午後 5 時までの時間帯に受け付ける。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 郵送の場合

平成 27 年 9 月 18 日までの消印のあるものを有効とする。

(5) 提出先及び問合せ先

日立市役所総務部新庁舎整備局計画課

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1

T E L 0294-22-3111 内線 386 F A X 0294-21-7750

メール chouken@city.hitachi.lg.jp

6 質問書の受付

- (1) 受付期限 平成 27 年 9 月 11 日 午後 5 時

(2) 質問方法

質問書は任意様式。直接持参又は電子メール（電子メールの送受信確認は、質問者が行う。）により提出する。

なお、質問の受付は、平成27年9月11日までの午前9時から午後5時までの時間帯に行う。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 質問に関する回答

質問者に対しては、随時電子メールで回答するほか、日立市ホームページに質問と回答を掲載する。

(4) 受付期限後の質問及び上記(2)の質問方法以外による質問は、受け付けない。

7 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 日程 平成27年9月25日（詳細については、応募者に別途通知）

(2) 内容

ア 提案内容の説明（15分程度）

イ 審査員によるヒアリング（15分程度）

8 事業者の選定及び結果通知

(1) 日立市は、応募内容の審査を厳正かつ公平に行うため、市の職員5名で構成する事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査委員会は、提出書類に基づき、企画提案内容、業務実績、実現性等を総合的に評価し、事業者を選定し、書面により結果を通知する。

(3) 選定結果については、日立市のホームページにて公表する。

9 契約の締結

日立市は、選定した事業者と協議を行った上で契約を締結するとともに、事業者はシステムの設置前に行政財産の貸付けの申請を行う。

10 留意事項

(1) 次のいずれかに該当するときは、選定を取り消す。

ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

イ 選定事業者が、「4 応募資格」の要件に適合しなくなったとき。

(2) 応募に係る費用は、全て応募事業者の負担とする。

(3) 提出された書類は、一切返却しない。

以 上